

# 鹿児島大学保健管理センター

## 医薬品の安全使用のための業務手順書

### 1. 医薬品の採用・購入

- (1) 医薬品の採用にあたっては、医薬品の安全性・取り間違い防止の観点から、次の事項を踏まえて決定する。
  - ・一成分一品目を原則とし、採用医薬品は最低限の数とする。
  - ・類似した名称や外観を持つ医薬品の採用は、極力回避する。類似薬を採用しなければならない場合は、特に注意を喚起する。
  - ・充填ミスを防止するため、原則として小包装の医薬品を採用する。
- (2) 発注の際は、商品名、剤形、規格単位、数量、包装単位、メーカー名を記入する。
- (3) 購入医薬品の商品名、規格、数量等が合致しているか、発注伝票に基づき検品する。
- (4) 規制医薬品（向精神薬、劇薬）は特に注意し、購入記録の保管を行う。

### 2. 医薬品の管理

- (1) 医薬品棚は、在庫点検や取り間違い防止に配慮して適切に配置する。特に、同一銘柄で複数規格がある医薬品や名称・外観類似薬については、注意を喚起する。
- (2) 定期的に医薬品の使用期限を確認し、期限の切れた医薬品は廃棄もしくは区別して保管する。
- (3) 規制医薬品（向精神薬、劇薬）は、施錠可能な場所に保管するなど、盗難・紛失防止措置をとる。
- (4) 処置薬の取扱いは、以下の点を遵守する。
  - ・調整（希釈）日、開封日等を記載する。
  - ・開封後の変質や汚染などに留意し、定期的に交換を行い、継ぎ足しをしない。

### 3. 投薬および服薬指導

(1) 投薬にあたっては、下記の患者情報を把握した上で投薬する。

- ・患者の既往歴、妊娠・授乳、副作用歴、アレルギー歴
- ・高齢者の年齢、体重
- ・医薬品の服用状況
- ・その他必要事項

(2) 患者情報は、投薬に関係する全ての職員において把握できるようにする。

### 4. 医薬品の安全使用に係る情報の取扱い（情報収集、提供）

(1) 医薬品の安全使用に関する情報（緊急安全性情報や製薬企業等からの情報を含む）の収集を行う。

平成 19 年 12 月 4 日鹿児島大学保健管理センターMRM委員会にて議決